

第1回文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ 公的な鑑定評価に関する作業部会資料

美術品（近現代分野）の評価について

令和5年2月10日（金）
文化庁文化経済・国際課

第1回作業部会 事務局説明資料

1. 検討の背景とこれまでの議論
2. 本作業部会の目的・今後の進め方
3. 米国の鑑定実務について（資料4：柏木様）
4. 「美術品（近現代分野）の評価手法、手順等について」（たたき台）
5. 本日議論いただきたいポイント

1. 検討の背景とこれまでの議論

検討の背景とこれまでの議論

- 2017年度に実施した「我が国の現代美術の海外発信事業 美術品等の寄附税制等における調査研究事業報告書」において、**公的な鑑定評価制度の整備に係る提言**が明記された。

現在日本では、美術品の課税価格の算定は様々な団体・協会や民間企業が行っており、**統一基準が無い**ため、**申請者が依頼した機関によって、算定結果がばらついている**。

一方、今回調査を行った**複数の国では、美術品に係る鑑定士協会が存在しており、協会によって美術品の課税価格算定の基準が統一されている**。また、**適正に算定を行う人材を育成するための教育・研修プログラムが整備**されている。例えばアメリカでは、米国鑑定士協会が評価業務を行う上での水準を統一し、美術品分野の専門高等教育を修了した人材を対象に課税価格算定のための教育・研修プログラムを提供している。

そこで、日本においても、美術品の課税価格算定の仕組みを充実させるために、**美術品の価格算定機関の設立と基準の統一、及び、価格算定を行う人材の教育・研修プログラムの仕組みの構築**を提言する。

- **2021年3月のアート市場活性化WG**のとりまとめにおいて、誰もがアートを購入しやすい環境づくりや、ナショナルコレクション形成の観点から、**公的な鑑定評価の仕組みの導入の必要性**を提起。
- 文化経済部会の下に設置した基盤・制度WGのとりまとめ（2022年3月）において、まずは**「近現代美術領域」**での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は**法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手**すること、とした。

(参考) 2022年3月 基盤・制度WGとりまとめの内容

1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「**アート市場の活性化**」を実現することが目的。
 - アートの価格が客観的に分かりにくいいため、**新たな購入者が増えない**という課題への対応
 - 信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化**
- ※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、**美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラ**として整備する。
- 「市場価格」については、**価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」**に取り組む。
- 「評価価格」については、**美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討**を進める。
特に透明性が低いと指摘されている「**精通者意見価格**」については**透明性を高める取組**を進める。
- 中長期的には、**税務における価格評価との整合性を確保**することを目指す。

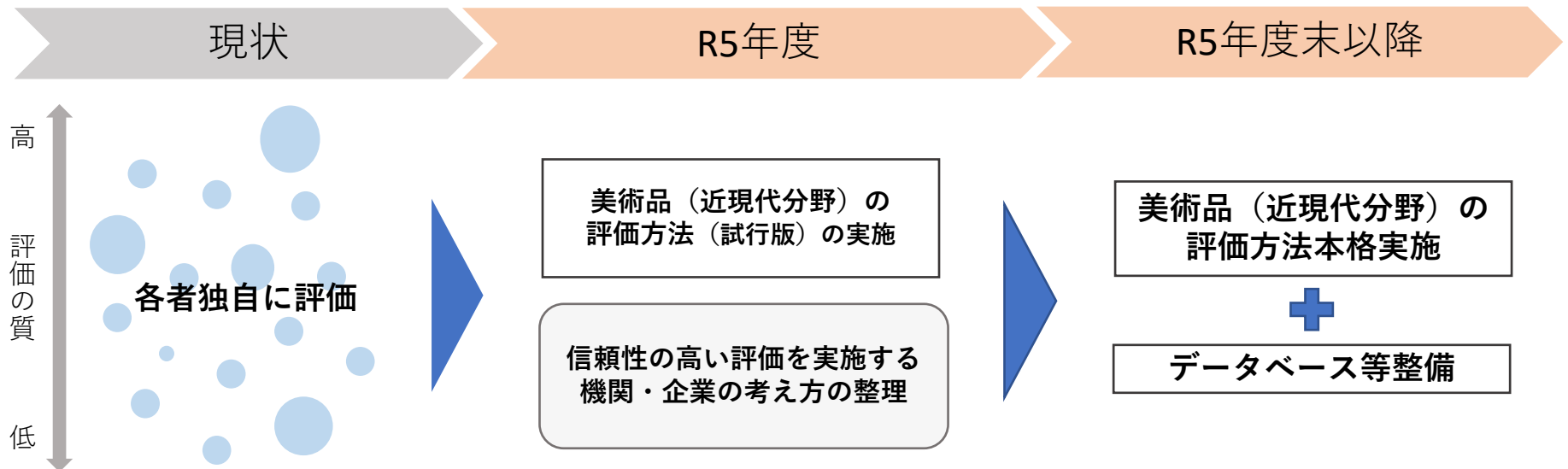
3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法**を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようなものが考えられる。
 - 取り扱うことができる**美術品の種類を明確化**すること。
 - 鑑定評価方法について、**鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化**すること。
 - 過去の売買取引情報等の**価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている**（整えられる予定である）こと。
 - 専門領域に関する鑑定評価方法を、**次世代の人材育成に積極的に取り組む**。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。

2. 本作業部会の目的・今後の進め方

作業部会の目的・今後の進め方

- 現状、国内での評価実務は、各機関・企業が独自の方法の下で行っているもので、その質は様々。よってR4年度は価格評価の客観性・信頼性担保を目的として、近現代美術品関係者が共通して使用することができる評価方法について検討し、試行版の公表を行う。
- R5年度は、「美術品（近現代分野）の評価方法」（試行版）の実施を行い、実施機関・企業の考え方の整理を行う。
- R5年度末以降の本格実施、データベースの構築（整備）等も見据え、関連して整理しておくべき事項・要件を確認する。



3. 米国の鑑定実務について（資料4：柏木様）

4. 「美術品（近現代分野）の評価手法、手順等について」 （資料3-2：たたき台）

5. 本日は議論いただきたいポイント

評価の信頼性を高めるために検討が必要な事項 総論

● 評価手順について

公売財産評価事務提要や国内での評価実務従事者からのヒアリングにより、評価実務の基本的な手順を①評価対象となる美術品の確認、②評価関係資料の収集・分析、③評価者の決定、④評価価格の算定、⑤評価書の作成（、⑥再評価）と定めてはどうか。

● 評価基準日の設定が必要か

美術品の価格評価について、価格の高低に一定の周期等が存在する場合（例えば1年周期で年度末に高値が付く、著名なアートフェアの開催後に高値が付く等）、評価基準日を設ける必要があると考えられる。評価実務を踏まえると、現状は必要ないという整理で良いか。

● 時価評価か原価評価か

現状、国内で行われている評価実務の大部分で時価評価が行われていることから、基本的には時価評価をとる方向で本試案の議論を進めていくことでどうか。その際、時価評価をとることが適当でない場合、もしくは取得後期間が短い場合等、原価評価を採用できる条件についても検討が必要か。

● 「取引事例比較法」を適用する場合

1. 比較事例の選定理由の明確化について

取引事例比較法をとる際、ポイントとなるのは、収集した事例資料の中から評価対象品と比較するのに適当と認める事例を選択する点である。よって、もちろん作家や個々の作品によってある程度差異は生じるものの、選定理由に影響を及ぼす順位をある程度示すことができれば、選定理由（判断基準）の見える化が可能か？

2. 事例資料として採用することが可能な資料の限定について

過去の取引事例として採用する資料については、制限を設ける必要がないか。例えば相対取引で交わされた領収書は採用可、〇〇は採用不可等。

3. 事情補正をする場合の理由と程度について

評価直前に権威ある賞を受賞、著名な美術館に収蔵される等、過去の取引事例を用いて算出した価格に事情補正を行う必要性が出てくる場合がある。その理由にはどんなものがあるか。また、補正の程度はどの範囲に収めるべきか。

● 「精通者意見価格」を採用する場合

1. 信頼性を担保するための評価人数の設定について

これまで一人の精通者でも判断が可能であったところ、本たたき台においては、信頼性を高めるため、複数意見での評価を求めるべきか。その場合、〇人とするか。他方で、あまり多くの精通者の意見を条件とすると評価にあたっての料金が高騰することが予想される。

参考) 東美鑑定評価機構での評価にあたっては、複数の評価者が意見を提出し、協議によって決定する形式。

2. 「精通者意見価格」を取る場合の評価者の経験について

「精通者意見価格」は特に評価者の経験や知識が価格決定の大きな要因となるところ、評価者になることのできる人材の評価実績に分野・経験年数等の条件を付す必要はないか？その場合の条件には何が想定されるか、年数を条件とする場合は何年以上が適当か。